平成30年度第3回全国健康保険協会
岐阜支部評議会

資料　１－１

平成31年度保険料率について

平成31年度保険料率に関する論点

1．平均保険料率

«現状・課題»

✓ 協会けんぽの平成29年度決算は、収入が9兆9,485億円、支出が9兆4,998億円、収支差は4,486億円と、収支差は前年度に比べてマイナス500億円となったものの、準備金残高は2兆2,573億円で給付費等の3.1か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。

✓ これは、協会においては、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことや、日本年金機構における適用対策、後期高齢者支援金の総報酬割への移行などの効果によるものと考えられる。

✓ 一方で、協会けんぽでは医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、団塊の世代が75歳以上となり、高齢者医療費の増加が見込まれる2025年を見据えれば、後期高齢者支援金等の規模は今後も拡大していくことが見込まれており、今後の財政状況については予断を許さない状況にある。

✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、今回も5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーション（詳細はＰ.3～11参照）を行ったところ、保険料率10%を維持した場合であっても数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

【論点】

➢ 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の５年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の推移などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、平成31年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：
「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

平成31年度保険料率に関する論点

２．都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

«現状・課題»

✓ 激変緩和措置の解消期限は、「平成32年３月31日」（平成31年度末）とされている。これまで段階的に激変緩和措置の解消を図っており、平成30年度の激変緩和措置率は7.2/10。激変緩和措置の解消期限までに均等に引上げを図っていく場合の毎年の激変緩和率は、1.4/10ずつの引上げとなる。なお、平成30年度から本格実施（保険料率にも反映）するインセンティブ制度については、実際の保険料率への反映は、激変緩和措置の終了後の平成32年度からとなる。

【論点】

➢ 激変緩和措置の解消期限を踏まえ、平成31年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

３．保険料率の変更時期

«現状・課題»

✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、４月納付分（３月分）から変更している。

【論点】

➢ 平成31年度保険料率の変更時期について、平成31年４月納付分（３月分）からでよいか。

今後のシミュレーションを行う上での主な前提条件

【協会けんぽの2017年度決算（医療分）を足元とした、５年収支見通しの前提条件＜2018年9月試算＞】

今後の被保険者数等の前提条件

➢2018年度・2019年度については、協会けんぽの実績に基づいて推計
➢2020年度以降は「日本の将来推計人口」（平成29年4月　国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）を基礎に推計

今後の賃金上昇率の前提条件

（単位　%）

2018	2019	＜2020年度以降＞	2020	2021	2022	2023
１．０	０．８	Ⅰ　低成長ケース×０．５ Ⅱ　０．６%で一定 Ⅲ　０．０%で一定	１．３ ０．６ ０．０	１．２５ ０．６ ０．０	１．３５ ０．６ ０．０	１．３５ ０．６ ０．０

今後の医療給付費の前提条件

➢2018年度・2019年度の加入者一人当たり伸び率ついては、協会けんぽの実績から、2018年度は１．２%、2019年度は３．０%（消費増税の影響含む）と見込んだ
➢2020年度以降の加入者一人当たり伸び率については、2015～2017年度（3年平均）の協会けんぽなどの次の年齢階級別の伸びの平均（実績）を使用した

７０歳未満	２．３%
７０歳以上７５歳未満	▲０．７%
７５歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	０．３%

来年度以降の10年間（2028年度まで）の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況

（協会けんぽ（医療分）の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算）

協会けんぽ（医療）の５年収支見通し（※）の前提に基づき、２０１９年度（平成３１年度）以降の平均保険料率を１０．０%、９．９%、９．８%、９．７%でそれぞれ維持した場合について、今後１０年間（2028年度まで）の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

- 平均保険料率10%維持の場合の準備金残高

  Ⅰの「賃金上昇率：2020年度以降　低成長ケース×０．５」のケースでは2024年度
  Ⅱの「賃金上昇率：2020年度以降0．6%」のケースでは2021年度
  Ⅲの「賃金上昇率：2020年度以降0%」のケースでは2020年度
  ｝をピークに減少

  2019年度（平成31年度）以降に平均保険料率を引き下げたケースでは準備金残高のピークは更に早まる

- 法定準備金に対する準備金残高

  Ⅰの「賃金上昇率：2020年度以降　低成長ケース×０．５」のケース
  平均保険料率を2019年度（平成31年度）以降9．7%とした場合には2027年度には1か月分を割り込む
  Ⅱの「賃金上昇率：2020年度以降0．6%」のケース
  平均保険料率を2019年度（平成31年度）以降9．9%とした場合には2027年度には1か月分を割り込む
  Ⅲの「賃金上昇率：2020年度以降0%」のケース
  平均保険料率10．0%維持の場合でも2026年度には1か月分を割り込む

Ⅰ　賃金上昇率：２０２０年度以降　低成長ケース×０．５

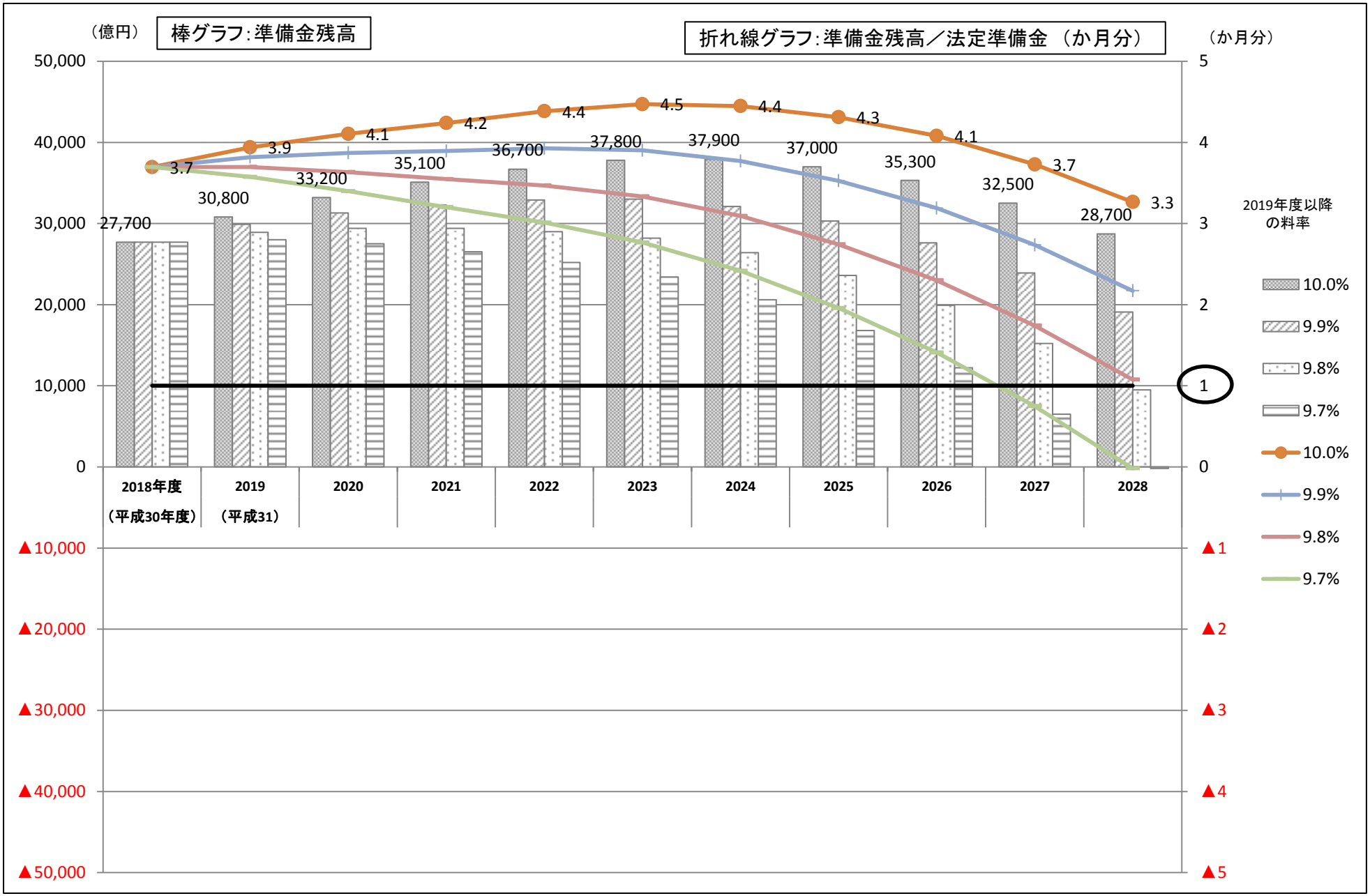

Ⅱ　賃金上昇率：２０２０年度以降　０．６％

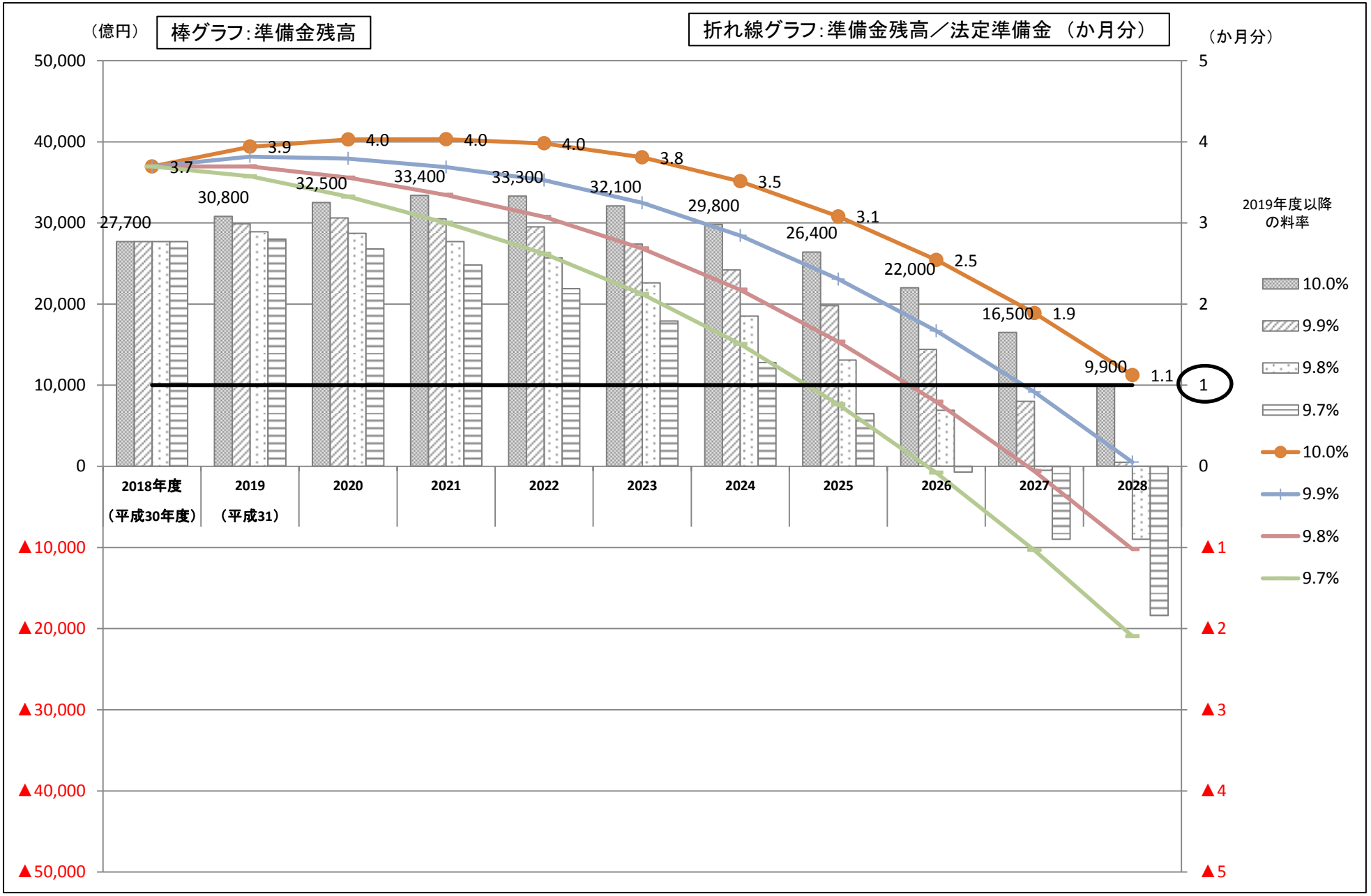

Ⅲ　賃金上昇率：２０２０年度以降　０%

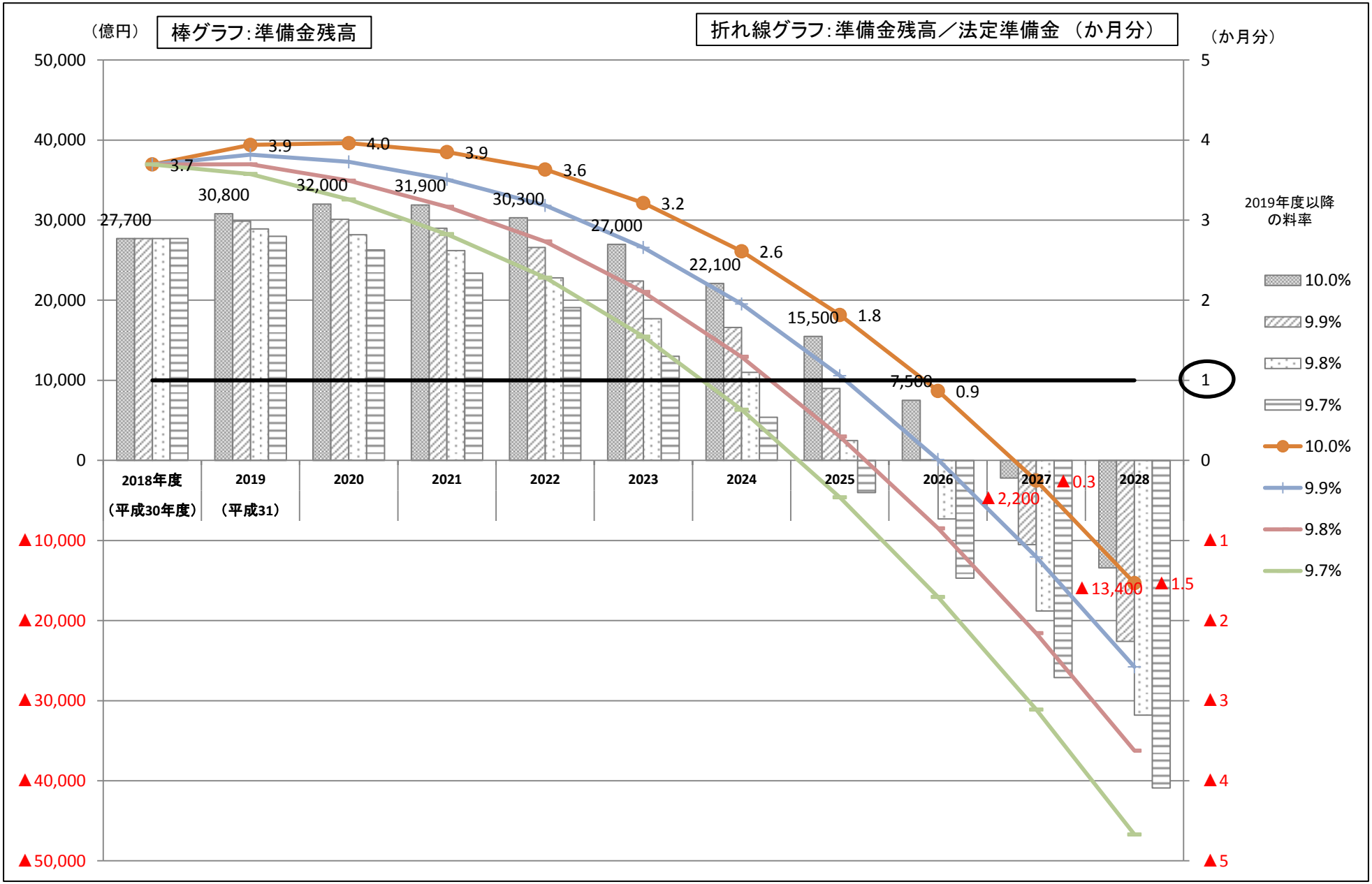

来年度以降の10年間（2028年度まで）の保険料率に関するシミュレーション

【シミュレーション方法について】

・ 2019年度（平成31年度）以降、準備金残高が法定準備金（給付費等の1か月分）を確保している間、機械的に10%及び9.8%とし、それぞれについて法定準備金を下回る年度以降においては法定準備金を確保するために必要な料率に引き上げた上で（※）、2028年度までの見通しをシミュレーションしたもの。

・ 2020年度以降の賃金上昇率については、5年収支見通しのケースⅠ（低成長ケース×0.5）、ケースⅡ（0.6%）及びケースⅢ（0%）を使用し、それぞれについて作成。

※ 健康保険法施行令第46条第1項において、「協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（中略）を含み、法第百五十三条及び第百五十四条の規定による国庫補助の額を除く。）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。」とされている。
本シミュレーションはこの規定を参考として行うもの。

【Ⅰ. 賃金上昇率：2020年度以降　低成長ケース×0.5】

・ 現在の**平均保険料率10%を維持**した場合、仮に2019年度（平成31年度）以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合のどちらの場合であっても、2028年度まで、準備金残高が法定準備金を上回る。

【Ⅱ. 賃金上昇率：2020年度以降　0.6%】

・ 現在の**平均保険料率10%を維持**した場合、2022年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高が年々減少するものの、2028年度まで準備金残高が法定準備金を上回る。

・ 仮に2019年度（平成31年度）以降の**平均保険料率を9.8%**に引き下げた場合には、2020年度以降準備金を取崩すことにより、2025年度までは保険料率を維持できるものの、2026年度からは年々上昇を続け、2028年度には10.7%に達する。

【Ⅲ. 賃金上昇率：2020年度以降　0%】

・ 現在の**平均保険料率10%を維持**した場合、2021年度には単年度収支差が赤字となる。以降、準備金残高を取崩すことにより2025年度までは保険料率を維持できるものの、2026年度からは年々上昇を続け、2028年度には11.3%に達する。

・ 仮に2019年度（平成31年度）以降の**平均保険料率を9.8%**に引き下げた場合には、2020年度以降準備金を取崩すことにより、2024年度までは保険料率を維持できるものの、2025年度からは年々上昇を続け、2028年度には11.3%に達する。

Ⅰ．2020年度以降の賃金上昇率・低成長ケース×0.5の場合

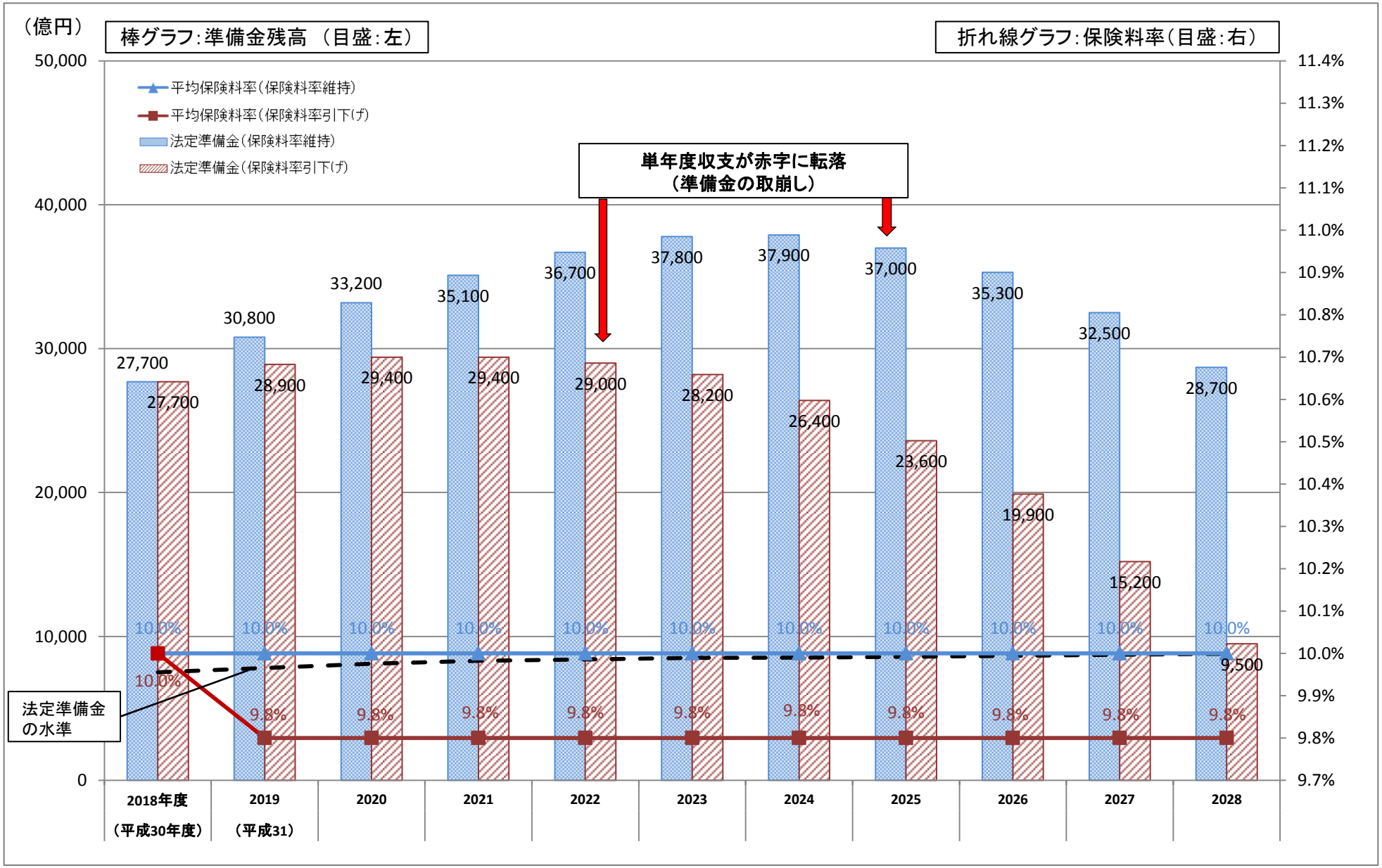

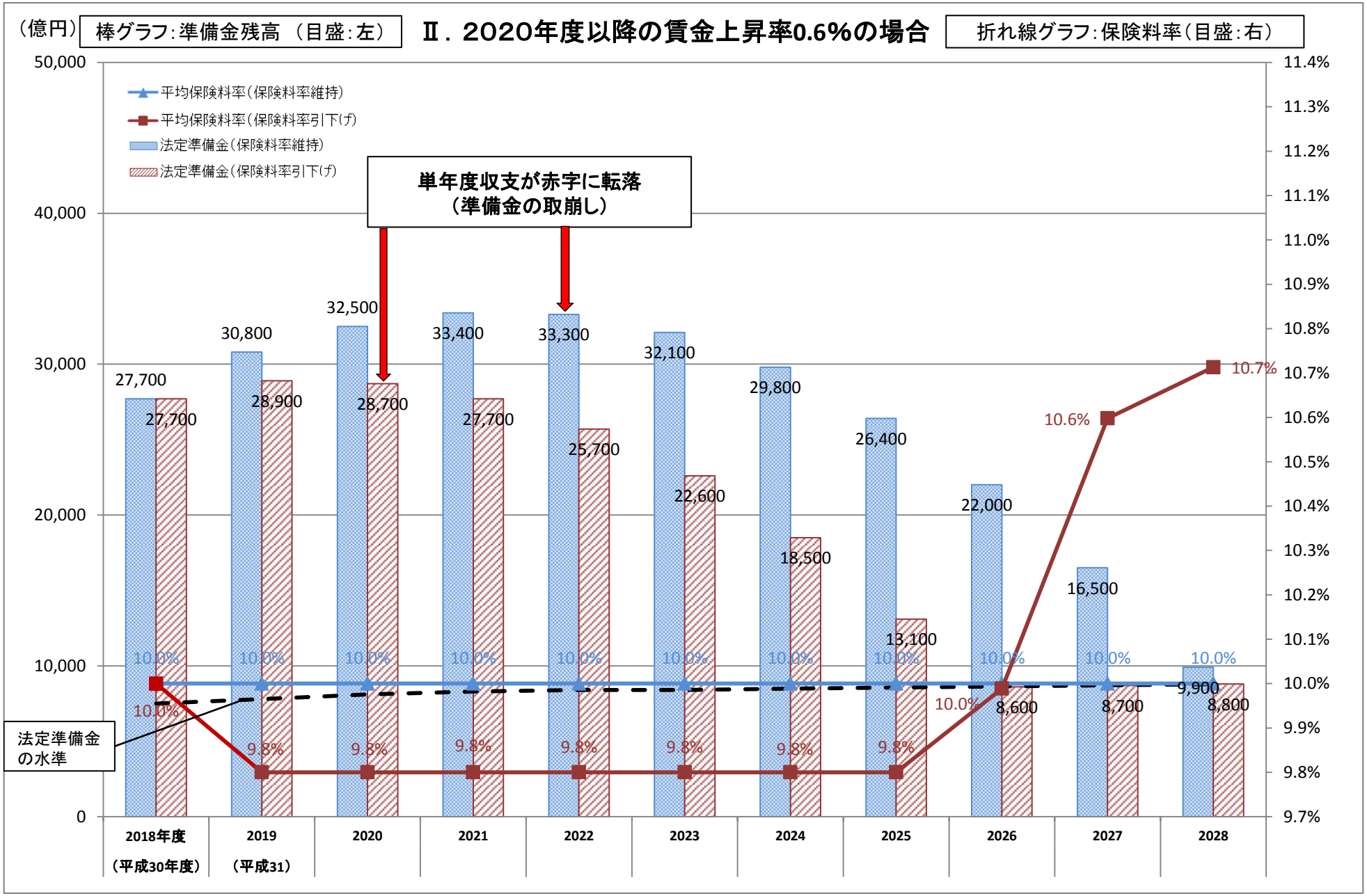
（億円）
棒グラフ：準備金残高 （目盛：左）
Ⅱ．2020年度以降の賃金上昇率0.6%の場合
折れ線グラフ：保険料率（目盛：右）
平均保険料率（保険料率維持）
平均保険料率（保険料率引下げ）
法定準備金（保険料率維持）
法定準備金（保険料率引下げ）
単年度収支が赤字に転落
（準備金の取崩し）
法定準備金の水準
50,000
40,000
30,000
20,000
10,000
0
11.4%
11.3%
11.2%
11.1%
11.0%
10.9%
10.8%
10.7%
10.6%
10.5%
10.4%
10.3%
10.2%
10.1%
10.0%
9.9%
9.8%
9.7%
27,700
27,700
30,800
28,900
32,500
28,700
33,400
27,700
33,300
25,700
32,100
22,600
29,800
18,500
26,400
13,100
22,000
8,600
16,500
8,700
9,900
8,800
10.0%
9.8%
10.6%
10.7%
2018年度
（平成30年度）
2019
（平成31）
2020
2021
2022
2023
2024
2025
2026
2027
2028

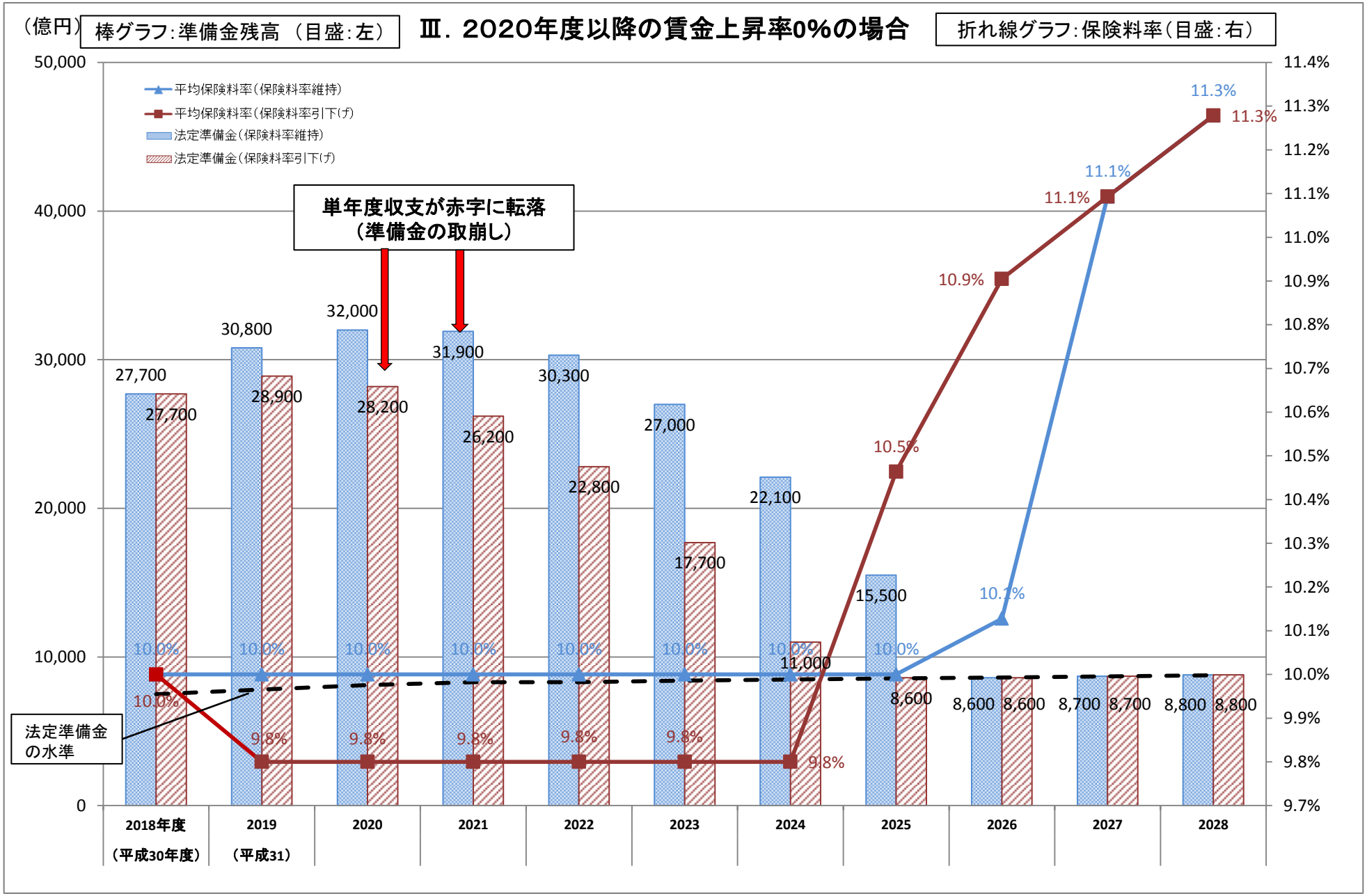
（億円）
棒グラフ：準備金残高 （目盛：左）
Ⅲ．2020年度以降の賃金上昇率0%の場合
折れ線グラフ：保険料率（目盛：右）
平均保険料率（保険料率維持）
平均保険料率（保険料率引下げ）
法定準備金（保険料率維持）
法定準備金（保険料率引下げ）
単年度収支が赤字に転落
（準備金の取崩し）
法定準備金の水準
50,000
40,000
30,000
20,000
10,000
0
11.4%
11.3%
11.2%
11.1%
11.0%
10.9%
10.8%
10.7%
10.6%
10.5%
10.4%
10.3%
10.2%
10.1%
10.0%
9.9%
9.8%
9.7%
27,700
27,700
30,800
28,900
32,000
28,200
31,900
26,200
30,300
22,800
27,000
17,700
22,100
11,000
15,500
8,600
8,600
8,600
8,700
8,700
8,800
8,800
10.0%
9.8%
10.5%
10.9%
11.1%
11.3%
10.1%
2018年度
（平成30年度）
2019
（平成31）
2020
2021
2022
2023
2024
2025
2026
2027
2028